

令和3年度第1回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議

日 時：令和3年12月12日（日）
午後5時30分から

場 所：特別会議室

次 第

1 開会

2 議題

（1）豚熱の発生と対応について

3 閉会

<出席者>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	志賀 真幸	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	佐藤 靖	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	佐藤 靖彦	
〃	危機管理監	千葉 伸	
〃	教育長	伊東 昭代	
〃	警察本部長	猪原 誠司	
関係者	自衛隊		

<事務局>

所属	職	氏名	備考
農政部 農業政策室	室 長	常陸 孝一	
農政部 家畜防疫対策室長	室 長	齋藤 裕	

豚熱の患畜の確認について

本日（12月12日）、大河原町内の農場において、豚熱（CSF）の患畜が確認されました。

1 農場の概要

農場所在地：大河原町

飼養状況：豚 約11,900頭（うち疫学関連農場 約2,200頭）

2 経緯

（1）本件は、12月11日（土）に農場から通報があり、飼養豚に異状を呈していることが確認されたため、仙台家畜保健衛生所で検査を実施しました。

（2）この検査により豚熱（CSF）感染の疑いが生じたため、検体を農研機構動物衛生研究部門※に送付し、精密検査を依頼したところ、豚熱（CSF）の患畜と判明しました。

※我が国唯一の動物衛生に関する専門研究機関

3 今後の対応

（1）当該農場の飼養豚の殺処分及び埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

（2）関係機関と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

（3）農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底するとともに、消毒ポイントを設置して感染拡大防止に万全を期します。

※なお、県内養豚場では、ワクチンを接種しているため、移動制限（3km圏内）と搬出制限（3～10km圏内）はありません。

4 その他

（1）豚熱（CSF）は、豚・いのししの病気であり、人に感染することはありません。

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ドローンやヘリコプターを使用する取材は、防疫作業の妨げや場所の特定につながるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

大河原町の養豚場における豚熱の発生と防疫対応経過

【12月11日(土)】

- 10:55 異常畜通報 約84日齢の子豚：発育不良，チアノーゼ7頭(うち，1頭死亡)
ワクチン接種済み豚(11月2日と9日に全頭接種済み)
- 14:15 大河原家保出発
- 14:56 農場到着
- 15:10 農場立入
- 15:15 臨床検査開始
- 16:00 臨床検査で「豚熱の疑いあり」
- 17:00 解剖用検体(豚3頭)搬出
- 18:15 仙台家保到着
- 19:00 解剖開始

【12月12日(日)】

- 3:00 仙台家保 PCR(遺伝子検査)結果判明→陽性
- 6:30 東京都小平市の動物衛生研究所へ検体搬入(新幹線)
- 8:30 特定家畜伝染病対策防疫対応連絡調整会議
- 9:00 知事，副知事リモート会議
- 10:00 動物衛生研究所へ検体の受け渡し
- 17:00 (国)精密検査結果判明
- 17:30 第1回対策本部会議
- 18:00 農林水産省が「患畜と判定」する見込み
- 18:00 記者発表「患畜の確認」
- 18:00 殺処分開始

【12/17(昼) 殺処分完了見込み】

【12/19(午後) 埋却終了見込み】

【12/20(午前) 農場消毒完了・防疫措置完了見込み】

1 発生農場の概要

所在地 大河原町 A農場

飼養状況 離乳子豚約 6,000 頭, 肥育子豚 3,700 頭 計 9,700 頭(離乳～肥育前期)

2 疫学関連農場の概要

所在地 白石市 B農場

飼養状況 約 5,700 頭 (肥育後期) うち, 疫学関連疑似患畜 約 2,200 頭

3 動員

県職員, 他県職員, 農水省職員, 市町職員, 建設業協会員, 自衛隊

4 殺処分頭数

発生農場と疫学関連農場 2農場合計 約 11,900 頭

5 埋却場所

発生農場近隣地

6 移動制限等

県内養豚場では, ワクチンを接種しているため, 移動制限(3km 圏内)と搬出制限(3～10km 圏内)はない。

【参考】

3km 圏内の農場 2農場(大河原町) 約 4,700 頭

10km 圏内の農場 5農場(白石市 2, 蔵王町 1, 角田市 2) 約 10,000 頭

7 消毒ポイント

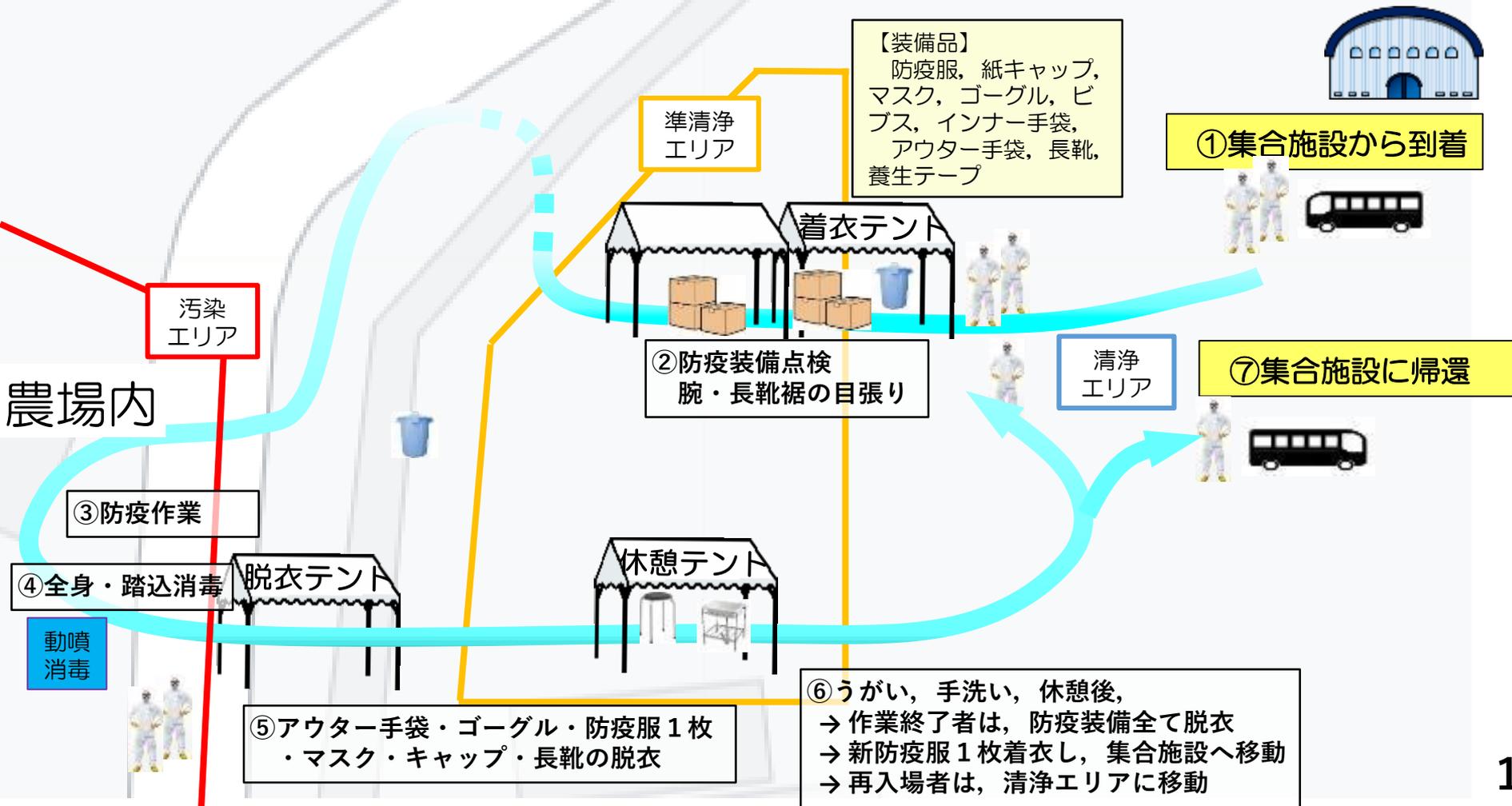
発生農場と疫学関連農場の近縁に各 1 か所設置予定。

8 防疫措置支援センター

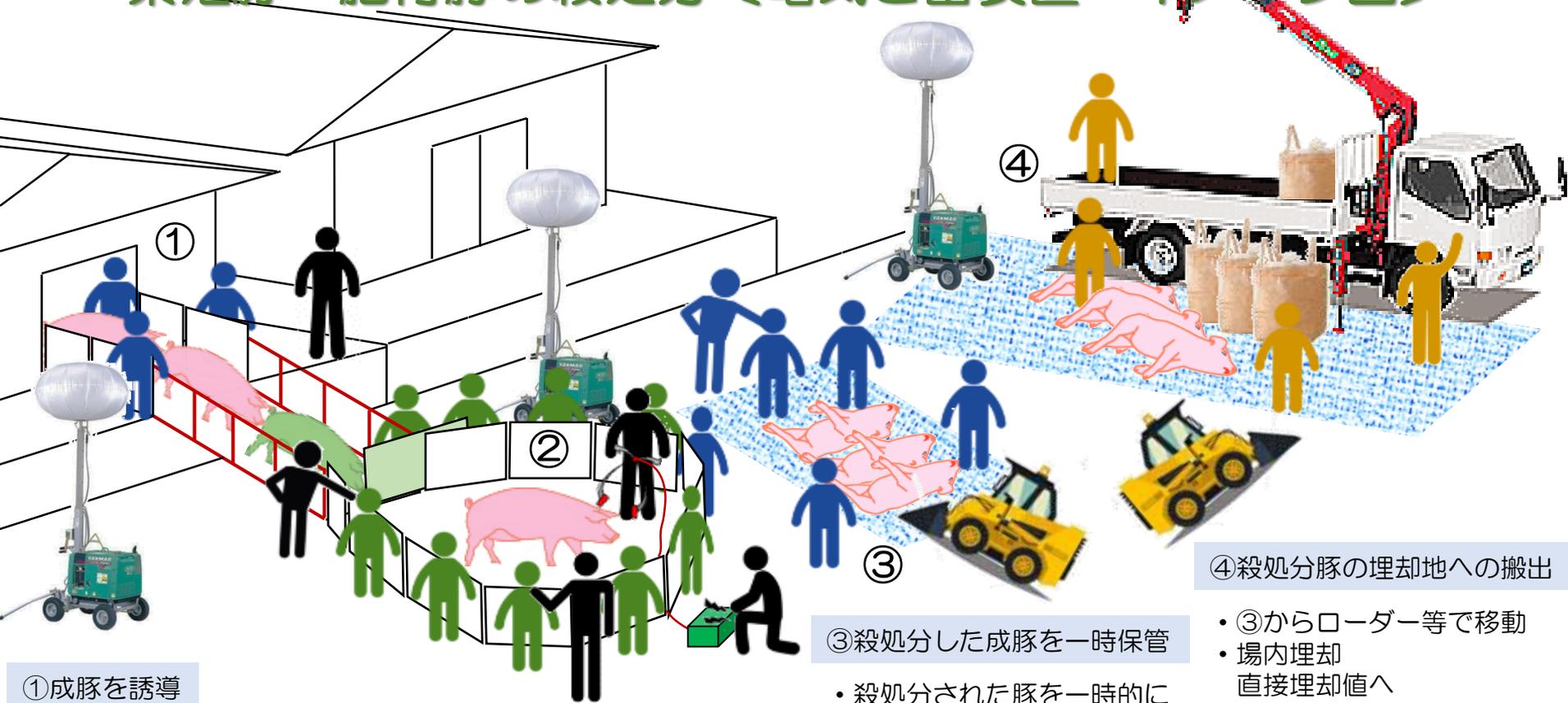
大河原町内

資料 3

○農場仮設テント配置図・作業動線（拡大）



繁殖豚・肥育豚の殺処分〔電気と畜装置：イメージ図〕



①成豚を誘導

- ・誘導路をコンパネや誘導策等で確保（豚舎内の誘導路も留意）
- ・成豚の誘導には、鞭等で
- ・②の殺処分場所の手前で停止させる（2重に）。
- ・作業従事者の間で声がけして！
- ・できるだけ、成豚は間があかないよう②の殺処分場所に誘導できるよう工夫する。

誘導係：10名

②電殺及び薬剤注入

- ・リーダー1名
- ・②全体をコントロール
- ・電殺機の操作は1人15分
- ・4名獣医師でローテーション
- ・殺処分場所はコンパネで囲う
- ・スイッチは操作者の一声で！
- ・周囲への注意；リーダー
- ・電殺後、薬剤を心臓に注入

囲込係：10名～

殺処分係：4名

③殺処分した成豚を一時保管

- ・殺処分された豚を一時的に保管（評価）
- ・②から③へ移動させる方法は様々
- ・ブルーシート上で引っ張る
- ・ロープで引きずる
- ・4名で足を持って移動

運搬係：10名

評価係：2名

④殺処分豚の埋却地への搬出

- ・③からローダー等で移動
- ・場内埋却
- ・直接埋却値へ
- ・場外埋却
- ・搬出用トラックへ
- ※フレコンに入れるか否か？

埋却班搬出係：10名

従事者 獣医師 従事者 電殺機 埋却T搬出G

宮城県特定家畜伝染病対策本部要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び同法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）で特定家畜伝染病防疫指針の作成が定められている伝染病のうち、口蹄疫、牛疫及び牛肺疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ（以下「特定家畜伝染病」という。）について、その防疫対策及びその他の対策について、関係部局が連携し各種対策を円滑に推進するため、宮城県特定家畜伝染病対策本部（以下「対策本部」という。）及び宮城県特定家畜伝染病対策防疫対応連絡調整会議（以下「防疫対応連絡調整会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

I 対策本部

(設置及び解散)

- 第2 対策本部は、特定家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたとときに設置する。
- 2 対策本部は、殺処分を必要とする家畜伝染病に関する防疫措置が完了したとき、又は新たに対策を講じる必要がなくなったとき知事が認めたとときに解散する。

(対策本部の所掌事務)

- 第3 対策本部は、殺処分を必要とする家畜伝染病に関し、次に掲げる事務を所掌するものとする。
- (1) 特定家畜伝染病防疫対策に関すること。
 - (2) 畜産物の安全・衛生対策に関すること。
 - (3) 畜産物の生産者等への支援等に関すること。
 - (4) 情報の収集、分析に関すること。
 - (5) 県民への正確な情報提供に関すること。
 - (6) 防疫対策に関与する人の健康に関すること。
 - (7) その他防疫対策に必要な調整に関すること。

(対策本部の組織)

- 第4 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総理する。
 - 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。副本部長が職務を代理する場合の順序は、副知事の担当事務に関する規程（平成18年宮城県訓令甲第22号）において、農業に関することを担当すると定める副知事を第一順位とする。
 - 4 対策本部に幹事会を置く。
 - 5 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 6 幹事長は、本部長の命を受け、幹事会の会務を総理する。
 - 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 対策本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。また、必要に応じて関係課室に出席を求められることができるものとする。

3 本部長は、防疫その他の対策を円滑かつ効果的に推進するため、特に必要と認めるときは、幹事会に必要な対策を講じさせることができるものとする。

(本部個別対策班)

第6 対策本部に別表3のとおり班を設置し、防疫措置に必要な業務の実施及び調整を図る。

II 地方対策組織

(特定家畜伝染病対策現地地方支部及び現地地域部の設置)

第7 特定家畜伝染病の防疫対策及びその他の対策に関して、地方において総合的な対策を円滑かつ効果的に推進するため、本部長が必要と認めるときは、別表4イ又はロにより、特定家畜伝染病対策現地地方支部（以下「地方支部」という。）及び現地地域部（以下「地域部」という。）を設置することができるものとする。

2 本部長は、現地の防疫対策等を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、副本部長及び本部員等から指名した者を地方支部及び地域部（以下「地方支部等」という。）に派遣することができる。

(地方支部等の所掌事務)

第8 地方支部等は、それぞれ管轄する地域における次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 特定家畜伝染病防疫に関すること。
- (2) 前号の防疫に係る関係機関及び市町村との連絡調整に関すること。
- (3) 防疫対策に関与する人の健康に関すること。
- (4) その他の対策に必要な調整及び情報収集に関すること。

(地方支部等の組織)

第9 地方支部等は、現地本部長、現地本部長補佐、現地副本部長及び現地本部員をもって構成し、それぞれ別表5及び6に掲げる職にある者をもって充てる。

なお、地方支部等はその運営のため、別表5及び別表6に掲げる職以外の者を現地副本部長、現地本部員に追加することができる。

- 2 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部を代表し、その事務を総理する。
- 3 現地本部長は、現地本部会議を招集し、主宰する。
- 4 現地本部長は、必要に応じて現地本部の会議の招集範囲を変更し、又は現地本部の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 現地本部長補佐は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるとき、又は現地本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(地方支部等個別対策班)

第10 地方支部等に別表7のとおり地方支部等個別対策班を設置し、防疫措置に必要な業務の実施及び調整を図る。

III 防疫対応連絡調整会議

(防疫対応連絡調整会議の開催)

第11 農業政策室長は、特定家畜伝染病の防疫対策に関し、各部局の連携推進及び連絡調整を図るため、対策本部の設置の有無に関わらず必要と認めるときは防疫対応連絡調整会議を開催する。

2 防疫対応連絡調整会議の構成員は、別表8のとおりとする。

IV その他

(事務局)

第12 対策本部の事務局は、農政部農業政策室に置き、地方支部等の事務局は地方振興事務

所地方振興部及び地方振興事務所地域事務所地方振興部に置く。

(委任)

第13 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が、地方支部等に関し必要な事項は現地本部長が、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 宮城県特定家畜伝染病対策本部要綱（平成31年3月5日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 対策本部会議の構成

役 職	職
本部長	知事
副本部長	副知事
〃	副知事
本部員	公営企業管理者
〃	総務部長
〃	復興・危機管理部長
〃	企画部長
〃	環境生活部長
〃	保健福祉部長
〃	経済商工観光部長
〃	農政部長
〃	水産林政部長
〃	土木部長
〃	会計管理者兼出納局長
〃	危機管理監
〃	教育委員会教育長
〃	警察本部長

別表2 幹事会の構成

役 職	職
幹事長	農政部長
副幹事長	農政部副部長(技術担当)
幹事	人事課長
〃	職員厚生課長
〃	広報課長
〃	復興・危機管理総務課長
〃	企画総務課長
〃	環境生活総務課長
〃	自然保護課長
〃	食と暮らしの安全推進課長
〃	循環型社会推進課長
〃	保健福祉総務課長
〃	疾病・感染症対策課長(※)
〃	薬務課長(※)
〃	経済商工観光総務課長
〃	農政総務課長
〃	農業政策室長
〃	食産業振興課長
〃	農山漁村なりわい課長
〃	農業振興課長
〃	みやぎ米推進課長
〃	園芸推進課長
〃	畜産課長
〃	家畜防疫対策室長
〃	農村振興課長
〃	農村整備課長
〃	水産林政総務課長
〃	水産林業政策室長
〃	土木総務課長
〃	防災砂防課長
〃	出納局会計課長
〃	公営事業課長
〃	教育庁総務課長
〃	警察本部生活安全部生活環境課長

※高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生時に幹事職に当たる。

別表3 本部個別対策班の対策内容

班名	対策内容
総務班	防疫方針策定、職員動員計画の作成、連絡員・担当班等一覧作成、防疫対策に係る予算調整、農林水産省及び関係機関等との連絡調整
広報班	発生情報、防疫情報の授受及び収集、報道資料作成、報道対応
防疫指導班	発生現地の調査、防疫措置の企画及び指導並びに発生原因その他の疫学調査
病性鑑定班	病性鑑定用材料の採取、同材料の受入れ送付
防疫支援班	焼埋却、消毒等防疫用の資機材の調達及び配布、防疫要員の動員、関連事業の調整及び機動力の確保
流通調査班	畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整
庶務班	防疫資機材の調整・確保・搬送
野生動物対策班	野生動物の監視対策、情勢分析及び発信、環境省及び関係機関等との連絡調整
情報収集班	現地集合施設・発生農場における情報収集及び対策本部内情報収集チームへの連絡（現地情報収集チーム）、現地情報収集チームからの情報を関係部局及び関係本部個別対策班へ伝達。情報収集班の対応状況について本部事務局へ情報共有（対策本部内情報収集チーム）

別表4 現地地方支部及び現地地域部の名称、所管又は担当区域

イ 現地地方支部

名称	該当事務所	所管区域
大河原現地地方支部	大河原地方振興事務所	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台現地地方支部	仙台地方振興事務所	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡
北部現地地方支部	北部地方振興事務所	大崎市、加美郡、遠田郡
東部現地地方支部	東部地方振興事務所	石巻市、東松島市、牡鹿郡
気仙沼現地地方支部	気仙沼地方振興事務所	気仙沼市、本吉郡

ロ 現地地域部

名称	該当事務所	所管区域
栗原現地地域部	北部地方振興事務所栗原地域事務所	栗原市
登米現地地域部	東部地方振興事務所登米地域事務所	登米市

別表5 現地地方支部の構成

区 域	役 職	職
現地地方支部	現地本部長	地方振興事務所長
	現地本部長補佐	地方振興事務所副所長
	現地副本部長	保健福祉事務所長
	〃	家畜保健衛生所長
	現地本部員	保健所長
	〃	土木事務所長
	〃	教育事務所長
	〃	警察署長

別表6 現地地域部の構成

区 域	役 職	職
現地地域部	現地本部長	地方振興事務所地域事務所長
	現地本部長補佐	地方振興事務所地域事務所副所長
	現地副本部長	保健福祉事務所地域事務所長
	〃	家畜保健衛生所長※
	現地本部員	保健所長
	〃	土木事務所地域事務所長
	〃	教育事務所長
	〃	警察署長

※現地副本部長は、各地域事務所畜産振興部長が代理することができる。

別表7 地方支部等個別対策班の対策内容

班名	対策内容
現地総務班	関係機関との連絡調整、市町村及び団体等による連絡会議の開催、防疫活動の計画・調整、防疫作業に必要な人員の確保・調整（応援要請数を対策本部事務局へ連絡）、必要な資材の調整・確保・搬送、経理及び防疫資材の出納事務
病性鑑定班	疑い農場等での検診、病性鑑定のための採材、搬送等
発生地班	発生農場における防疫措置（立入禁止、殺処分、埋却、消毒等）
経済評価班	殺処分家畜等の評価、移動制限に係る売上減少額や飼料費、保管費の評価
検診班	発生地周辺地域の発生状況確認検査及び清浄性確認検査のための採材、搬送及び防疫上の指示
追跡班	同居歴による疑似患畜及び患畜となるおそれがある家畜が飼養されている農場及び施設の調査
移動規制班	移動の規制、制限の例外に係る確認等
サポート班	防疫従事者のサポート、作業現場の準備や作業員のサポート
健康対策班	防疫従事者の健康調査※、生産者及び防疫従事者のケア
学校対策班	学校飼養動物、発生地周辺に居住する児童対策
野生動物対策班	野生動物の監視
疫学調査班	感染経路の調査に必要な情報の収集、現地調査の実施

※高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生時

別表 8 防疫対応連絡調整会議の構成

課 室 名	職
農業政策室 家畜防疫対策室 畜産課	室長及び総括室長補佐 室長 総括課(室)長補佐
人事課 職員厚生課 広報課 復興・危機管理総務課 企画総務課 環境生活総務課 自然保護課 食と暮らしの安全推進課 循環型社会推進課 保健福祉総務課 疾病・感染症対策課 (※) 薬務課 (※) 経済商工観光総務課 農政総務課 食産業振興課 農山漁村なりわい課 農業振興課 みやぎ米推進課 園芸推進課 農村振興課 農村整備課 水産林政総務課 水産林業政策室 土木総務課 防災砂防課 出納局会計課 公営事業課 議会事務局総務課 教育庁総務課 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部生活安全部生活環境課	以下 総括課長補佐

※高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生時に対応。